

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月23日 06時15分ごろ
発生場所	滋賀県 ^{おおつ} 大津市大津港北北東方沖（琵琶湖南部） 大宮川 ^{おおみやがわ} 三等三角点から真方位118°1,430m付近 （概位 北緯35°03.6′ 東経135°54.1′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ギャンブラー} GAMBLER 22XSは、南進中、また、プレジャーボートレンジャー321 ^{ブイ} Vは、漂流中、両船が衝突した。 レンジャー321Vは、船長が負傷し、左舷舷側部に擦過傷等を生じ、また、GAMBLER 22XSは、左舷船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月3日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート GAMBLER 22XS、5トン未満（長さ5.91m） 253-32410滋賀、有限会社ポテンシャルリフォーマー B プレジャーボート レンジャー321V、5トン未満（長さ4.35m） 253-10928滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷舷側部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長Aが操縦席に腰を掛けて操船し、約50～60km/hの速力により、船首が浮上して船首方に死角を生じた状態で釣り場に向けて南進していた。 船長Bは、船首で釣りの準備をしながら周囲を見ていたところ、左舷船首方約300mのところにA船を認めたものの、A船が漂流しているB船を避けてくれると思い、漂流を続けていた。
分析	A船は、船長Aが、死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、左舷船首方にA船を認めたものの、A船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたものと考えられる。

原因	本事故は、A船の船長Aが死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、A船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時見張りを適切に行うこと。・漂泊中に衝突のおそれのある態勢で接近する他の船舶を認めたときは、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。